

学校法人興誠学園寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人興誠学園という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を静岡県浜松市中央区高林一丁目 17 番 2 号に置く。

(運営の基本)

第3条 この法人の運営は、私立学校法その他の法令に規定するものほか、この寄附行為の定めるところによる。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第4条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律により教育事業を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第5条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 浜松学院大学 地域共創学部 地域経営学科
地域子ども教育学科
- (2) 浜松学院大学
短期大学部 幼児教育科
- (3) 浜松学院興誠高等学校 全日制 普通科
- (4) 浜松学院興誠中学校
- (5) 浜松学院大学付属幼稚園
- (6) 浜松学院大学付属愛野こども園

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人には、次の定数の役員を置く。

- (1) 理 事 6 人以上 12 人以内
- (2) 監 事 2 人以上 3 人以内

2 理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 浜松学院大学の学長、浜松学院大学短期大学部の学長及び浜松学院高等学校の校長はその在職中理事となる。
- (2) 評議員のうちから、評議員会において選任される理事は 2 人以上 6 人以内とする。
- (3) 第1号及び第2号に規定する理事以外の理事は、この法人に関係のある学識経験者のうちから、理事会において選任する。

- (4) 浜松学院大学の学長が浜松学院大学短期大学部の学長を兼務する場合には、浜松学院大学短期大学部の職員のうちから、理事会において選任された者1人が理事となる。
- 2 前項第1号、第2号及び第4号の理事は、学長、校長、職員又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

- 第8条 監事は、この法人の理事、職員（この法人の設置する学校の教員その他の職員を含む）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

- 第9条 役員（第7条第1項第1号の規定により理事となる者を除く）の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、その職務（理事長にあつては、その職務を含む。）を行う。

(役員の補充)

- 第10条 この法人の理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

- 第11条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 役員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条各第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

- 第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

- 第13条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理及び代行)

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選によって選任された理事が理事長の職務を代理し、又はその職務を行う。

(理事会)

第15条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前項及び第17条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務決定の特例)

第16条 次に掲げる事項については、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。

- (1) 予算・借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）基本財産の処分・運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受に関する事項
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項

(監事の職務)

第17条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務施行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反をする行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会の議事録)

- 第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 役員の損害賠償責任

(役員のこの法人に対する損害賠償責任)

- 第19条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 2 前項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の免除)

- 第20条 前条第2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

- 第21条 第19条第2項の規定にかかわらず、理事（理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金52万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法

人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)

第22条 前2条の規定は、理事が自己のためにしたこの法人との取引によって生じた損害をこの法人に対し賠償する責任については、適用しない。

第5章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第23条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、30人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12条の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(諮問事項)

第24条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散

- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第25条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第26条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 浜松学院大学の学長、浜松学院大学短期大学部の学長、浜松学院高等学校の校長、浜松学院大学付属幼稚園の園長及び浜松学院大学付属愛野こども園の園長はその在職中評議員となる。
 - (2) この法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他の職員を含む）のうちから、理事会において選任された者6人。
 - (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、理事会において選任された者4人。
 - (4) この法人の設置する学校に在籍する学生、生徒及び幼児の保護者のうちから、理事会において選任された者5人。
 - (5) この法人に関係のある学識経験者のうちから、理事会において選任された者10人。
 - (6) 浜松学院大学の学長が浜松学院大学短期大学部の学長を兼務する場合には、浜松学院大学短期大学部の職員のうちから、理事会において選任された者1人が評議員となる。
- 2 前項第1号、第2号及び第6号に規定する評議員は、学長、校長、園長又は職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 3 第1項第4号に規定する評議員は、その保護する学生、生徒又は幼児の卒業後なお1年はその職に止まることができる。ただし、転校、退学の場合はこの限りでない。

(評議員の任期)

第27条 評議員（第26条第1項第1号に規定する者を除く）の任期は2年とする。ただし、欠員の生じた場合の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることがある。
- 3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第28条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了。
 - (2) 辞任。
 - (3) 死亡

(評議員会の議事録)

第29条 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産)

第30条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第32条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上、やむを得ない理由があるときは、その一部に限りこれを処分することができる。

(運用財産たる積立金の保管)

第33条 運用財産のうち、積立金は、確実な有価証券を購入するか又は郵便貯金若しくは定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第34条 この法人の事業の遂行に要する経費は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、試験料、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第35条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第36条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の決議を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第37条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第38条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅延なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給基準

(役員の報酬)

第40条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第41条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第42条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第7章 解散及び合併

(解散)

第43条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第44条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財團法人に帰属する。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第46条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、学校法人興誠学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第48条 この寄附行為施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人組織変更当初の役員は、次の通りとする。

| | | |
|-----|------------------------|---------|
| 理事長 | 静岡県浜松市中山町 93 番地 | 中 村 清次郎 |
| 理 事 | 静岡県浜松市中山町 97 番地 | 菊 沖 徳 平 |
| 〃 | 静岡県浜名郡舞阪町舞阪 1085 番地 | 山 本 賴 次 |
| 〃 | 静岡県浜松市上新屋町 380 番地 | 里 見 晴 吉 |
| 〃 | 静岡県浜松市八幡町 639 番地 | 小久保 新之丈 |
| 〃 | 静岡県浜松市砂山町 572 の 2 番地 | 大 場 清 一 |
| 〃 | 静岡県浜名郡可美村高塚 2028 番地 | 鈴 木 明太郎 |
| 〃 | 静岡県浜松市鴨江町 143 番地 | 近 藤 寿 男 |
| 〃 | 静岡県浜松市八幡町 790 番地 | 高 橋 惣 一 |
| 〃 | 静岡県浜松市野口町 153 番地 | 加 藤 節之助 |
| 〃 | 静岡県浜名郡赤佐村根堅 445 の 2 番地 | 和 田 清 |
| 〃 | 静岡県浜松市助信町 501 番地 | 三 室 朝 晃 |

監 事 静岡県浜松市早出町 1107 番地
〃 静岡県浜松市幸町 195 番地
〃 静岡県浜松市中沢町 332 の 1 番地

中 村 重 平
大 杉 熊太郎
薬 師 大 雄

附 則

この改正寄附行為は昭和 26 年 7 月 30 日より施行する。

附 則

この改正寄附行為は昭和 27 年 8 月 30 日より施行する。

附 則

この改正寄附行為は昭和 27 年 11 月 12 日より施行する。

附 則

この改正寄附行為は昭和 33 年 9 月 8 日より施行する。

附 則

この改正寄附行為は昭和 40 年 5 月 24 日より施行する。

附 則

この改正寄附行為は昭和 42 年 1 月 23 日より施行する。

附 則

この改正寄附行為は昭和 43 年 7 月 4 日より施行する。

附 則

この改正寄附行為は昭和 44 年 10 月 28 日より施行する。

附 則

この改正寄附行為は昭和 48 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この改正寄附行為は昭和 52 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この改正寄附行為は昭和 58 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この改正寄附行為は昭和 61 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 10 年 9 月 30 日）から施行する。

附 則

平成 13 年 11 月 14 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 15 年 11 月 27 日）から施行する。

附 則

平成 15 年 12 月 23 日理事会決議のこの寄附行為は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 16 年 3 月 31 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成 17 年 5 月 26 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 18 年 3 月 31 日）から施行する。

附 則

平成 19 年 3 月 23 日理事会決議のこの寄附行為は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 20 年 3 月 25 日理事会決議のこの寄附行為は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 21 年 1 月 27 日理事会決議のこの寄附行為は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 22 年 12 月 14 日理事会決議のこの寄附行為は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 23 年 3 月 31 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 26 年 3 月 27 日理事会決議のこの寄附行為は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 27 年 3 月 24 日理事会決議のこの寄附行為は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

令和 2 年 2 月 28 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 6 年 4 月 22 日）から施行する。

2 令和 6 年 6 月 30 日に在任する役員又は評議員であって、令和 7 年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和 7 年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

附 則

1 この寄附行為は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（浜松学院大学現代コミュニケーション学部地域共創学科及び子どもコミュニケーション学科の存続に関する経過措置）

浜松学院大学現代コミュニケーション学部地域共創学科及び子どもコミュニケーション学科は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。